

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第11回）
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係
開催日時	平成19年5月8日(火)午後6時00分～午後8時00分
開催場所	小金井市役所801会議室
出席者	委員長 室井 敬司 委員 副委員長 尹 龍澤 委員 高林 章 委員 千田 昌央 委員 當間 佐来子委員 古屋 義隆 委員 持永 利之 委員 熊谷 てるみ委員 脇田 洋志 委員 吉田 安之 委員 松永 明 委員 工藤 章男 委員 欠席委員 なし
事務局	企画政策課長 伊藤 茂男 企画政策課長補佐兼企画政策係長 三浦 真 企画政策課主査 吉川 まほろ 企画政策課企画政策係主事 竹内 波留香
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 一部不可 不可
傍聴者数	1人
会議次第	1 開会 2 会議録について 3 市民参加条例運用状況について (1) パブリックコメントのあり方について (2) その他 4 次回推進会議の開催日について
会議結果	1 開会 2 会議録について 前回、市民参加推進会議の会議録は会議内容の要点記録とすることと決定したが、全文記録により事務局が要約し調製することとした。なお、全文記録については、情報公開請求があった場合に公開することを確認した。 3 市民参加条例運用状況について (1) パブリックコメントのあり方について ■事務局から提出資料とパブリックコメント手続見直しの事務局案である市民参加条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表について説明した。 ■市民参加条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表について条文に沿って質疑した。 ア 第14条 ○市民参加条例第13条第2項で答申等市政にいかされない場合の理由公表の規定があるが、公表方法について規定を加えるものである。 ○答申がいかされない場合というのは、前回のまちづくり

条例で顕著にあらわれた事柄だ。市民会議で原案を作り、さらに策定委員会で案を作ったが、市案のほうで原案はまったく無視された。まったく違った形の条例になってしまったという不満が第1期の委員の方にあり、参考人を呼んで説明を求めたということがあった。答申等がいかにされない場合というのは条例にもあるが、そのように言われてしまうと何か自由な参加が出来なくなってしまうのではないか。また、あらかじめそういうことがあることを前提とするならば、条例を作っていく過程の中で、市側からの参考意見程度のものであればこういう不満にはならなかったのではないか。この場合市側が、かかわってはいなかったのか。

- まちづくり条例の場合は、事務局から一定の説明がなされている。たとえば違法になるから法を超えることはできない。また、財政上の問題も当然ある。都の条例を無視して作ることはできない。これらのことを行政側の立場として言ったが、それぞれの意見、判断が委員さん個人個人にあり、温度差があったと思う。答申を受けそれをどう取り入れたかは最終的には市長の判断ということになる。
- 施行規則で前もってこのような場合はいかされないという項目を載せるというわけにはいかないのか。
- それは難しい。提案として考えてみることは可能だが、手続というよりは内容である。問題意識としては十分認識してもらい、指摘があったということを議事録に載せたい。
- 第14条の冒頭に「第19条第4項の規定は」というのがいきなり出てくるが、主語がそれというのが引かかる。「条例第13条第2項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法については、第19条第4項の規定を準用する」ではないか。
- つくりとしてまず条例第13条（附属機関の答申の尊重）があり、次に条例第15条（市民の提言制度）がある。その条例をもとにして、条例の解釈を施行規則に置き換えると、この第14条は条例第13条をもとにしているから第19条の後のほうを引用する形になってしまう。

【結論】

施行規則第16条のようにしたほうが良い。「条例第13条第2項の規定による答申等がいかにされない場合の理由の公表の方法は第19条第4項の規定を準用する。」とする。

第2項については事務局案どおり。

イ 第15条

- 市民から意向調査の実施を求められた場合の対応につい

て現実的に実施可能となるよう修正するもの

- 「原則として」という言葉と、「意見を求めることができる」と、この2つについて方針転換のような感じがするのだがつけ加えられた趣旨は。
- 仮に一人の市民の方が意向調査をしてほしいという申し出をされた場合、附属機関やこの推進会議に諮って可否を決定することになるが、実際は予算の関係や、緊急に審議会を開催することが難しいなどの問題がおきてくる。
- 「原則として」というのは何か無駄な感じもするし、どこにかかるかもわからない気もするので、要らないのではないかと思うが。
- 「原則として求めるものとする」でよいのではないか。そうすれば、原則なので例えば少ないときには求めないということも可能になるのではないか。
- 市民が意向調査をやってほしいと申し出るわけだが、ある場合は附属機関、ない場合は市民参加推進会議に意見を求めるといっているが、何の意見を求めるのか、やるのかやらないかの意見なのか。また、主語が「市民の意向調査の実施は」になってしまい「市民の意向調査の実施」という無人格なものが、意見を求めることができるようになってしまう。
- 条例第14条が、「市は、」ということになっているから、それを受けた規定でこういう表現になった。
- 意見を求めるというのは、何の意見なのか。市民からやってほしいといわれた調査を「やるのかやらないのか」の意見を求めるのか、やることは決めたが「どのような方法でやろうか」という意見を求めるのかわからない。
- 最初の一行目に「意向調査の実施は」と書いてあるので、そういう言葉に置きかえれば、それを求める、それについての意見を求めるということだと思うのだが。
- その中に「実施する、しない」かも、「実施の方法、内容」も含まれるということか。
- 主眼は実施するかどうかだと思うが、方法と時期とが含まれるかわからない。
- もとの条文に、どこかに「原則として」を入れるのが一番良いのではないか。そうすれば、基本的には、附属機関に聞いて可否を決定する。しかし、とるに足りないものは諮らなくても良いという形になる。

【結論】

条例第14条第2項に規定する市民の意向調査の実施は、原則として意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第19条に規定する市民参加推進会

議に意見を求めるものとする。

ウ 第16条

○意向調査の公表方法について修正するもの

【結論】

事務局案で了承

エ 第17条

○パブリックコメントの実施対象について施策原案とだけの規定であり、わかりにくいので施策原案の内容についてより具体的に規定するもの

○小金井市の市民参加条例の一番欠けていた点で、対象が明確でなかった。市の重要政策だけで終わっていた。ここで補われたのだからぜひこのままいかしてほしい。

○規則もパブリックコメントを求めるということになっているがこの中では、どこで読むのか。

○他市の場合、条例のほかに規則も対象と規定しているところもあるが案では、市長が特に認めるものという規定の第4号でパブリックコメントを行うことになる。また、他市は廃止も対象事項としているが「改廃」ではなく「改正」としている。

○これは今までやっていた原則と同じなのか。それとも新しくやろうとしていることなのか。

○やはり条例だけに対象を制限して、規則等については第4号で読み込むというのは、国の流れからしても後ろ向きな感じがする。

【結論】

「市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等」を対象事項に加える。廃止も対象とする。

オ 第18条

○パブリックコメントの適用除外の規定を加える。

○「法令その他の規定により……提言制度と同様の手続を行うとき」とは、具体的にはどういったものがあるのか。

○都市計画の関係で、意見の提出とか縦覧の規定がある。

【結論】

事務局案で了承

カ 第19条について

○第1項…用語の整備 第2項…パブリックコメントを行う際の資料の内容についての規定 第3項…公表予定時期に結果が公表できない場合の対応についての規定 第4項…公表の方法についての規定

【結論】

事務局案で了承

キ 第20条

○意見書提出に当たり住所・氏名の記載を求めることとし、責任の所在を明確にするもの

	<p>【結論】 事務局案で了承 ク 第21条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント全文の公表についての規定 ○全文を公表するということが付け加えられたことで、市民参加の拡大に資するものと考えられるので良いのではないか。 ○今は少ないから良いが、多くなってきたときは全文公表で大丈夫なのか。第2項を適用していくのか。 ○「提出した人の了解を得、」を入れて要約したらどうか。全文載せるものも載せないものも提出した人の同意を得て取捨選択してはどうか。 ○同意を得るのは難しいかもしれないが要約するということを知らせるのはそんなに大変なことではないので入れたらどうか。 <p>【結論】 事務局案で了承</p> <p>4 次回推進会議の開催日について 平成19年7月31日（火）午後6時から開催することと決定した。</p>
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> 1 小金井市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（パブリックコメントに関する事務局案） 2 市民参加条例施行規則の一部改正について 3 横須賀市市民パブリック・コメント手続条例 三鷹市パブリック・コメント手続条例 四日市市パブリック・コメント手続条例 新座市パブリック・コメント手続条例 4 行政手続法の一部を改正する法律案の概要 5 市民参加推進会議会議録（第10回要点記録）

平成 19 年 5 月 8 日
企画財政部企画政策課

パブリックコメントに関する事務局（案）

小金井市市民参加条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 規 則	現 行 規 則	備 考
<p>(公表方法等)</p> <p><u>第 14 条 第 19 条第 4 項の規定は、条例第 13 条第 2 項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法について準用する。</u></p> <p><u>2 市は、答申等を提出した附属機関等の委員に対し、前項の理由等を通知するものとする。</u></p> <p>(意向調査の対象事項)</p> <p><u>第 15 条 条例第 14 条第 2 項に規定する市民の意向調査の実施は、原則として意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第 19 条に規定する市民参加推進会議に意見を求めることができる。</u></p> <p>(意向調査の公表)</p> <p><u>第 16 条 条例第 14 条第 3 項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表の方法は、第 19 条第 4 項の規定を準用する。</u></p> <p>(市民の提言制度の対象)</p>	<p>(附属機関等の委員の選任結果の公表)</p> <p>第 13 条 条例第 11 条に規定する附属機関等の委員の選任結果の公表は、選任した委員名、選任理由等を明記して市報等により行わなければならない。</p> <p>(意向調査の対象事項)</p> <p><u>第 14 条 条例第 14 条第 2 項に規定する市民の意向調査の実施は、意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第 19 条に規定する市民参加推進会議に意見を求め、実施の可否を決定するものとする。</u></p> <p>(意向調査の公表)</p> <p><u>第 15 条 条例第 14 条第 3 項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表は、市報等により行わなければならない。</u></p>	<p>答申等が尊重されない場合の理由公表の規定を加える。</p> <p>条の繰下げ実施可能となるよう修正する。</p> <p>条の繰下げ公表の方法についての規定を修正する。</p>

<p><u>第 17 条 条例第 15 条第 1 項の施策原案は、次に掲げるものと し、その制定、改正、策定等を行う場合において市民に提言を 求める。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる条例の案</u></p> <p>ア <u>市の基本的な制度を定める条例</u></p> <p>イ <u>市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える 条例</u></p> <p>ウ <u>市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例</u></p> <p>(2) <u>基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野に おける施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画</u></p> <p>(3) <u>市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等</u></p> <p>(4) <u>前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの (適用除外)</u></p> <p><u>第 18 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当 するときは、条例第 15 条の規定による市民の提言制度は、適 用しない。</u></p> <p>(1) <u>迅速又は緊急に施策原案を定める必要があるため、市民の 提言制度を実施することが困難であるとき。</u></p> <p>(2) <u>金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給 付に関する施策原案を定めようとするとき。</u></p> <p>(3) <u>他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整 備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微 な変更を行うとき。</u></p> <p>(4) <u>法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他の市 民の提言制度と同様の手続を行うとき。</u></p> <p>(5) <u>附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた 報告、答申等に基づき施策原案を定めたとき。</u></p>		<p>施策原案の内 容について規 定する。</p> <p>適用除外の規 定を加える。</p>
--	--	--

<p>(6) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するとき。</u></p> <p>2 <u>前項第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合においては、次条第4項の規定を準用する。</u></p> <p>(事前の公表事項)</p> <p>第19条 条例第15条第2項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 施策の名称及び内容</p> <p>(2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料</p> <p>(3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間</p> <p>(4) 意見を提示することができる<u>もの</u>の範囲</p> <p>(5) 提示された意見の扱い方</p> <p>(6) <u>検討結果の公表予定時期</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 <u>前項第2号に規定する資料は、施策原案の趣旨、目的、概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。</u></p> <p>3 <u>第1項第6号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。</u></p> <p>(意見の提示方法等)</p> <p>第20条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。</p>	<p>(事前の公表事項)</p> <p>第16条 条例第15条第2項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 施策の名称及び内容</p> <p>(2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料</p> <p>(3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間</p> <p>(4) 意見を提示することができる<u>者</u>の範囲</p> <p>(5) 提示された意見の扱い方</p> <p>(6) <u>検討結果の公表時期</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(意見の提示方法等)</p> <p>第17条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>用語の整備</p> <p>用語の整備</p> <p>公表する資料の内容を規定する。 理由公表の規定を加える。</p> <p>公表方法について規定する。</p> <p>条の繰下げ</p>
--	---	--

<p><u>2 意見を提出しようとする市民は原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあつては所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u> (検討結果の公表)</p> <p><u>第21条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 提出された意見の全文(提出された意見がなかった場合にあっては、その旨)</u></p> <p>(2) 提出された意見の検討結果及びその理由</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき又は小金井市情報公開条例(平成14年条例第31号)第5条ただし書に規定する市政情報に該当するとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。</u></p> <p><u>4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。</u> (市民及び市民団体選出委員の資格)</p>	<p><u>2 前項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u> (検討結果の公表)</p> <p><u>第18条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 提出された意見の内容</u></p> <p>(2) 提出された意見の検討結果及びその理由</p> <p>(市民及び市民団体選出委員の資格)</p>	<p>意見提出者の住所、氏名の明示を規定する。 項の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>用語の整備</p> <p>全文公表しない場合の対応について規定する。</p> <p>提出意見の非公開について規定する。</p> <p>公表方法について規定する。</p>
---	---	--

<p><u>第 2 2 条</u> 条例第 2 1 条第 1 項第 1 号に規定する市民及び同項第 2 号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第 1 2 条第 1 項の規定を準用するものとする。 (市職員選出委員)</p> <p><u>第 2 3 条</u> 条例第 2 1 条第 1 項第 4 号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。</p> <p>(1) 企画財政部長 (2) 総務部長 (市民参加推進会議の運営)</p> <p><u>第 2 4 条</u> 市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は、委員長が招集する。</p> <p>2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。 (委任)</p> <p><u>第 2 5 条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p><u>第 1 9 条</u> 条例第 2 1 条第 1 項第 1 号に規定する市民及び同項第 2 号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第 1 2 条第 1 項の規定を準用するものとする。 (市職員選出委員)</p> <p><u>第 2 0 条</u> 条例第 2 1 条第 1 項第 4 号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。</p> <p>(1) 企画財政部長 (2) 総務部長 (市民参加推進会議の運営)</p> <p><u>第 2 1 条</u> 市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は、委員長が招集する。</p> <p>2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。 (委任)</p> <p><u>第 2 2 条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p>
--	---	---

<p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の第17条から第21条までの規定は、同日以後に実施する市民の提言制度から適用する。</p>		
---	--	--

市民参加条例施行規則の一部改正について

1 第1期市民参加推進会議からの引継ぎ事項

(1) 市民参加推進会議の提言（平成19年1月22日付け）

パブリックコメントのあり方について

小金井市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）では、市民参加による市民と行政との協働の推進という観点から、小金井市市民参加条例（以下「条例」という。）第15条に規定されているパブリックコメント（市民の提言制度）のあり方について、以下のように提言します。

1 経過

平成18年7月6日付け「パブリックコメントのあり方の提言について」（パブリックコメントの全文公表、パブリックコメント結果の公表及び諮問機関におけるパブリックコメントの審議について）及び同年7月12日付けで「小金井市におけるパブリックコメントのあり方についてご検討のお願い」（パブリックコメントの実施時期及びパブリックコメントに出された意見の扱い方等について）が、推進会議に対して文書で提出されました。

上記の事案については、第8回推進会議（平成18年7月12日実施）及び第9回推進会議（平成18年10月17日実施）において審議いたしました。推進会議における両事案の審議において、パブリックコメントについては、制度運用について個別に条例化すべきであるとの意見と、市民と行政の協働の推進はあくまで市民参加が前提であり、パブリックコメントは市民の意見を表明する1つの法的な手段であり、その制度運用についてはさらに審議を続けるべきであるとの意見が出されました。

2 提言

パブリックコメント（市民の提言制度）のあり方については、第1期推進会議委員の任期が平成19年1月26日で終了するため、第1期推進会議の議論を踏まえ、第2期の推進会議において、より具体的な制度化に向けて議論を進めていくことを提言します。

(2) 第1期市民参加推進会議での議論

ア 平成18年7月12日開催分

- ① パブリックコメントの提出意見の全文を公表すること。
全文公表する。
- ② パブリックコメント結果は、条例や各種施策が議会に上程される以前に、十分な期間をとって公表すること。
適切な期間をとって公表する。審議のための十分な期間をとるべきである。
- ③ 諮問機関である審議会でもパブリックコメントについての審議ができること。

諮問機関においてパブリックコメントについてどう扱うということを審議した上で進める。

イ 平成18年10月17日開催分

- ① 策定過程における検討内容を適宜適切に公表すること。
会議録を公表する。
- ② パブリックコメントは、策定委員会期間中に実施することを位置づけること。
諮問機関においてパブリックコメントについてどう扱うということを審議した上で進める。
- ③ パブリックコメントにかけられる条例案は、策定委員会答申案を尊重すること。
条例第13条に尊重規定がある。
- ④ パブリックコメントの実施にあわせて、市民にその内容をわかりやすく説明する説明会を開催することを位置づけること。
実施するかどうかは、諮問機関で検討する。
- ⑤ パブリックコメントの全文を公表すること。
全文公表する。
- ⑥ パブリックコメントによって修正した場合は、修正理由を明確にすること。
明確にする。

2 パブリックコメントの手続の明確化

- (1) 小金井市では、市民参加条例第2号第4号で「市民の提言制度」とは「市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民参加の方法」と定義し、いわゆるパブリックコメント制度について定めています。
- (2) 市民参加条例第15条は、次のように規定しています。

(市民の提言制度)

第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。

2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市民の意見の提示方法及び提出先並びに提示された意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない。

3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければならない。

4 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上とする。

5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない。

- (3) 市民参加条例施行規則第16条から第18条は、次のように規定しています。
(事前の公表事項)

第16条 条例第15条第2項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の名称及び内容
- (2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料
- (3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間
- (4) 意見を提示することができる者の範囲
- (5) 提示された意見の扱い方
- (6) 検討結果の公表時期

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(意見の提示方法等)

第17条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。

2 前項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。
ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(検討結果の公表)

第18条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見の検討結果及びその理由

(4) しかしながら、上記1の経過等から小金井市市民参加条例施行規則の一部を改正し、パブリックコメントの手續の明確化等を行うこととする。

パブリックコメント条例を別に定める方法もあるが、現在、市民参加条例及び同施行規則にパブリックコメントについて一定の規定があることから施行規則を改正する方法をとることとする。

3 改正内容

(1) 第14条関係

条例第13条は、附属機関等の答申等の尊重について規定し、同条第2項で「市は、答申等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない」と定めている。その理由の公表方法について準用規定を設け明確にするとともに、答申提出の附属機関等の委員に対する通知についても規定する。

(2) 第15条関係

市民の市への意向調査実施要求に対する対応を実施可能となるよう修正する。

(3) 第16条関係

意向調査の公表の方法について修正する。

(4) 第17条関係

条例第15条第1項のパブリックコメント実施の対象となる「施策原案」について、より具体的に規定する。

(5) 第18条関係

パブリックコメント実施に当たり、適用除外となる場合について規定する。

(6) 第19条関係

ア 第1項第4号中「者」を「もの」に改める。第1項第6号の「検討結果の公表時期」を「検討結果の公表予定時期」に改める。

イ 第2項は、パブリックコメントを行う際の「資料」について規定する。

ウ 第3項は、検討結果の公表予定次期に公表できない場合の措置について規定する。

エ 第4項は、公表の方法について規定する。

(6) 第20条関係

意見提出に当たり、氏名、住所の記載を求めることとし、責任の所在を明確にす

る。

(7) 第21条関係

提出された意見については、前期推進会議での検討状況及び国の行政手続法の改正内容を踏まえ、意見の全文を公表することとする。